

## 成長投資ファシリティ（新型コロナ危機対応緊急ウインドウ）

### 実施要領骨子

#### 1. 対象案件（一般業務勘定）：

以下に掲げる案件（原則として我が国の法人等の信用によるものに限る。）のうち、新型コロナウイルス感染症による影響と資金調達に因果関係があるもの、同感染症の感染防止に資するもの、又は同感染症を含む感染症全般への対応強化に資するもの。

- （１） 我が国の法人等が出資等により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う案件（以下「海外 M&A 案件」）。

- ① 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
- ② 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
- ③ 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人

但し、我が国の法人等又は出資外国法人等において海外 M&A 実施に係る機関決定が 2020 年 4 月 7 日以前になされた案件を除く。

- （２） 資源金融（投資金融、輸入金融）の対象案件（以下「資源案件」）。

但し、権益取得案件については、我が国の法人等又は出資外国法人等において権益取得の実施に係る機関決定が 2020 年 4 月 7 日以前になされた案件を除く。

- （３） グローバル・バリューチェーンの再編等に資する案件（我が国の産業の国際競争力の維持及び向上のために行う投資金融の案件（上記（１）に該当するものを除く。以下「その他国際競争力案件」））。

- （４） 温室効果ガス等の排出削減又はその他地球環境保全目的に資する投資金融の案件（再生可能エネルギー、省エネルギー、グリーンモビリティ(モーダルシフト（輸送手段の効率化）、電気自動車等)、大気汚染防止、水供給・水質汚染防止、廃棄物処理等）（以下「GREEN 投資案件」）。

#### 2. 通貨：米ドル・ユーロ・円・その他通貨（個別に決定）。

3. 融資割合：

- (1) 海外 M&A 案件、その他国際競争力案件及び GREEN 投資案件は、協調融資総額の 6 割以下（但し、借入人が中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの、以下同様）又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合は融資総額全体の 7 割以下）
- (2) 資源案件は、協調融資総額の 7 割以下（但し、国内貸については 6 割以下）

4. 融資保証契約調印期限：2021 年 6 月末日

5. その他条件：個別に決定。